

保育施設等の利用申込に関する確認票（令和9年度申込用）

下記項目をすべて確認し、チェックを入れてください。チェックを終えたら署名を行い、利用申込書に添付してください。

確認事項		チェック
申込みに関すること		
1	「令和9年度 村認可保育所(園)利用申込案内」の内容を確認し、了承したものととして対応いたします。	☐
2	提出した書類は返却できません。また、コピーの要求にも応じることはできませんので、提出書類のコピーが必要な場合は、提出前にコピーしてください。	☐
3	利用調整(選考)はポイント制で、保育の必要性が高い順に内定します。(申込みの早い順ではありません。) また、ポイントが高くても、希望する保育施設等の空き状況等により、入所できない場合があります。	☐
4	就労証明書は、必ず雇用主が作成したものを提出します。また、書類審査のために勤務先に電話等で就労状況を確認することがあります。審査の結果、内容が虚偽である場合、申込みは無効となります。	☐
5	1次選考の内定通知は令和9年2月上旬頃、決定通知は3月上旬頃に通知、2次選考は決定通知のみを令和9年3月上旬頃に郵送予定です。	☐
6	申込みは令和9年度中であり、毎月利用調整の対象となります。村外に転出する場合や入所希望では無くなった場合は、速やかに申込み取り下げ手続きをしてください。	☐
7	過去に保育施設等を利用していた兄弟姉妹の保育料等に滞納がある場合は、入所審査において減点となりますので、速やかに納付してください。	☐
8	今帰仁村への転入予定の方は内定した場合、指定日(3月中)までに今帰仁村に住民登録をする必要があります。指定日までに住民登録がない場合、内定の取消となります。(指定日は内定通知でお知らせします。)	☐
利用開始後(4月以降)の注意について		
9	求職活動を事由とする認定の有効期限は最長3か月、また保育時の必要量(保育施設等の利用時間)は保育短時間(最大8時間)となります。期限内に就労証明書等の提出がない場合は認定がなくなるため、保育実施は解除されます(退所)。	☐
10	保育の必要量(保育施設等の利用時間)は、保護者の就労時間等の状況により「保育標準時間(最大11時間)」または「保育短時間(最大8時間)」のいずれかに決定されます。決定された保育必要量を超えて保育施設等を利用する場合は、保育施設等が定める「延長保育料」が別途発生します。延長保育料は無償化の対象にはなりません。	☐
11	保育施設等の利用開始後も、就労等の保育の必要性が確認できない場合は退所となります。保護者や世帯の状況に応じて、その都度、就労証明書等の書類の提出が必要になります。	☐
12	異動(転園)の申込をしている場合、転園決定となると、同時にそれまで在籍していた保育施設等の枠に新たに別の子どもが内定・決定することがあります。その場合は、転園決定を取り下げ、元の保育施設等に戻ることはできません。異動(転園)申込は年度末まで有効になりますので、異動(転園)の希望がなくなったときは、速やかに異動申込の取り下げ手続きをしてください。	☐
13	年度途中で退所する場合は、退所を希望する日が属する月の10日までに保育所係まで申出ください。「保育施設退所届」の提出が必要となります。	☐
階層認定に関すること		
14	次の事由等で住民税未決定の方は、保育料の算定ができないため最も高い階層区分の保育料で決定します。ご了承ください。 1.保護者が住民税の申告をしていない。※扶養親族等で所得がない場合でも、個別に住民税の申告が必要となります。 2.本年1月1日時点で村外に居住し、前住地の課税証明が提出されていない。 ※ただし、入所申込時に個人番号(マイナンバー)の届出書が提出され、かつ前住地で住民税決定している方は除く。	☐
15	保育料について、0～2歳児は「利用者負担額」、3～5歳児は保育料は無償化となりますが「主食費」が発生します。また住民税(市町村村民税)課税額57,700円以上の世帯については「副食費」が加算されます(一人親世帯は77,101円)。個々の金額は、保護者の住民税(市町村村民税)課税額で算定されます。4月～8月分は前年度分・9月～3月は当年度分の住民税(市町村村民税)課税額により算定されます。	☐

※すべての書類が揃った上で受付となります。

添付書類に不備があった場合、入所申込が無効となります。

令和 年 月 日

上記のとおり、内容確認し提出します。

署名：